

別表第1(第3条関係)

汚水発生施設

1の2 畜産農業またはサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- ア 豚房施設(豚の年間最大飼育数が25頭未満の施設に係るものを除く。)
- イ 牛房施設(牛の年間最大飼育数が10頭未満の施設に係るものを除く。)
- ウ 馬房施設(馬の年間最大飼育数が10頭未満の施設に係るものを除く。)
- エ 鶏舎施設(鶏の年間最大飼育数が1,000羽未満の施設に係るものを除く。)

備考

号数については、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1に定める号数に準じる。